

活動レポート

業務委員会

札幌弁護士会市民ネットワーク委員会との意見交換会要旨

1. はじめに

2008年(平成20年)2月27日(水)札幌弁護士会館において、昨年度に引き続き業務委員会主催による「札幌弁護士会市民ネットワーク委員会と日本技術士会北海道支部業務委員会の意見交換会」を開催しました。

この意見交換会は、技術士業務の開発施策の一環として、弁護士と技術士との定例的な意見交換会等を通じ、相互の業務の理解と認識を深めるとともに、協働に向けて必要な施策等の検討を行うことを目的としています。

1時間半の予定を30分超過しながらも限られた時間の中で、①弁護士と技術士会との連携、②裁判員制度における留意点等、③自然科学教育サポート活動およびSCOT事業、などについて、弁護士会、技術士会双方から活発且つ率直な意見交換が行われ、今後は、技術士会と弁護士会との連携・協働を円滑に行うための支援体制についてシステム化を図ることを約束しました。

今回は、若い弁護士の方が多数参加して頂き、意見交換会後に行われた懇親会では、九州料理に舌鼓を打ちながら、さらに熱い意見交換が行われ、このような会を年に数回開催したいとの要望が双方から出されました。

以下に、「札幌弁護士会市民ネットワーク委員会と日本技術士会北海道支部業務企画委員会の意見交換会」について報告します。

2. 意見交換会

1) 出席者

〈札幌弁護士会〉

- ・花形 満札幌弁護士会副会長
- ・亀田成春札幌弁護士会市民ネットワーク委員会

委員長

- ・加藤恭輔同副委員長
- ・岸田洋輔同副委員長
- ・大鹿祐太郎馬同副委員長
- ・作間豪昭同副委員長(弁護士会側幹事)
- ・浅井俊雄同委員
- ・和田丈夫同委員
- ・石橋洋太同委員
- ・西脇崇晃同委員

〈日本技術士会北海道支部〉

- ・大島紀房北海道支部支部長
- ・齊藤有司北海道支部副支部長
- ・能登繁幸北海道支部副支部長
- ・大谷 諭事務局長
- ・大熊正信広報委員長
- ・田川輝昭業務委員長
- ・田中輝幸業務委員会幹事
- ・住友 寛同委員
- ・対馬一男同委員
- ・岩田徳夫同委員
- ・長澤幸雄同委員
- ・川野恭司同委員
- ・永瀬次郎リジョーナルステート研究会循環技術システム研究会座長

2) 技術士会及び弁護士会代表挨拶

始めに技術士会を代表して大島支部長が、

- 科学技術に関する高い専門能力を生かし社会貢献と社会の利益を守るという技術士の役割。
- 災害対策として、技術士・建築士・弁護士と協定を結んでいる。
- 日本技術士会では科学技術鑑定センターを設立しており、事故やトラブルにおける鑑定や評価

を行っている。

- 今後も今回の活動等を通じ弁護士会との交流連携を深め、社会的な認知度を高めて行きたい。
 - と話され、続いて札幌弁護士会市民ネットワーク委員会の亀田委員長が、
 - 技術士との交流を始めて4～5年が経過、その間、有意義な意見交換がなされてきた。
 - 科学的知見が必要な際に、中立的専門家として技術士の意見が必要となる。
 - 市民ネットワーク委員会では業務性を持たない活動を行っている。
 - 意見交換会は、1年に1回と言わず定期的に開催するようお互い協力しましょう。
 - と話されました。さらに、花形札幌弁護士会副会長からは、
 - 技術士というものをホームページを調べ、科学技術に関する幅広い仕事を行っている専門技術者であることとういことを初めて知った。
 - 技術士が鑑定業務を行っているところは、弁護士と似ている。
 - 今後は技術士と弁護士との連携を深めていくことが重要である。
- とのお話を頂きました。



3) 意見交換会

意見交換に先立ち双方の自己紹介を行い、それぞれ専門分野及び得意分野を披露するとともに、技術士と弁護士との連携の必要性が強調されました。

① 弁護士と技術士会との連携について

まずは作間市民ネットワーク委員会副委員長から、弁護士と技術士の連携の必要性と、意見交換会の企画への感謝に続き、

【作間弁護士】「東京弁護士会と日本技術士会との覚書」という文書が配布されたが、これはどのようなものか？また、「日本技術士会科学技術鑑定センター」とは、どのような機能を有しているのか？との質問がなされ、意見交換の口火が切られました。以下、意見交換の概要について整理します。

【大島支部長】日本技術士会と関東弁護士会とで協定を結んでいるが、その思想は全国的なものである。何かあった時に技術者を紹介する機関であり、鑑定内容についての責任は負っていない。北海道では60%以上が建設関係の技術士であり、機械電子の適材者が少ない。関東の技術士だけで組織されており、北海道に要請があった場合は交通費等の問題がある。

【加藤弁護士】専門委員として建築士に日当2～3万円で鑑定をお願いしたことがあるが、建築の瑕疵問題については、責任問題から鑑定にしり込みをする人が多く、裁判資料として利用されることにも懸念を抱いている。

【大島支部長】裁判所は参考意見として鑑定を利用するが、弁護士はクライアントの武器として利用するのは？ また、某工事の裁判では、技術士よりも大学の先生から意見を重視していた。

【浅井弁護士】必要な専門家が中々見つからないのが問題。どこにいけば適当な専門家がいるのかもよく解らないため、紹介の窓口が欲しい。

【大島支部長】技術士として社会貢献が大きな課題となっている。

【能登副支部長】プロフェッショナルは沢山いるが、ほとんどが企業人であるため、技術士としての正当な対価をもらっている人は少ない。また、もらっても困る人がほとんど。

【大谷事務局長】工事現場周辺からのクレームに対しても、民間会社勤務なので十分な対処ができない。

【能登副支部長】正式な文書でなく電話等でアドバイスすることは可能だろう。

【亀田弁護士】裁判に名前を出さずに相談だけはOKという人が多い。技術士として協力できる範囲、仕組みをつくって欲しい。

【作間弁護士】技術士を紹介して欲しいと要請されたら、技術士会としてはどのような動きになるか？

【大谷事務局長】事務局に連絡が来ることはあるが、中々紹介するまでには至っていないのが現状である。

【田川業務委員長】技術者のデータベースは技術士会に整備されている。

【和田弁護士】以前、ガスクロマトグラフィを利用しようとしたが、持っているところがわからなかった。このようなデータベースが把握できているだけでも、ずいぶん違う。

【大熊広報委員長】技術士会では様々な窓口を用意しているが、社会的な認知度が低く中々そこまでたどり着いてもらえない。

【長澤委員】技術士として鑑定・協力を求められた場合は、依頼者の意向に必ずしも添えない、依頼者に不利になる結論がでることもある。

【作間弁護士】弁護士側としては、「〇〇が悪いことを証明してくれ」とはアプローチしない。どういう状況であるかを確認する手段として、お願いするだろう。

【大島支部長】技術士としては、答えありきで引き受けるものではない。

【和田弁護士】まずは疑いの目で見、客観的な意見となる工夫をすることが重要である。

【大熊広報委員長】発注者の意向もあるが、あくまでも公正中立の立場で取り組む必要がある。

【亀田弁護士】技術士というものを法律のプロである我々が知ることも重要。窓口や使い勝手が悪ければ、修正していけば良い。年1回の意見交換が軌道に乗ってきているので、これからが交流の大事なところ。

【加藤弁護士】技術士の相談料はどのくらいか？

【能登副支部長】そのような事例はほとんどない。

【加藤弁護士】窓口、相談内容、対価などのシステムづくりが今後の課題である。

【能登副支部長】プロセスを示してアドバイスする

ことは可能である。窓口は、現在のところ整備されていない。

【亀田弁護士】メニューやデータ等を整理してくれるだけでもメリットがある。また、弁護士も使いようによっては便利なものである。

【大島副支部長】支部事務局を通じて連絡をして頂ければ、必要な人材を探すことは出来る。しかし、企業と個人との関係が問題であろう。鑑定センターも人を紹介するだけ（日当3万円ほど）である。

【作間弁護士】技術士会へ電話連絡することで、技術士を紹介してもらえるだろうか？

【田中幹事】企業内技術士が多いので、技術士個人の判断では自由に動けない。また、弁護士との連携を考えた場合、時間単価等の決め事をお互いで作っておく必要がある。総合病院の窓口的な仕事（依頼の病状を見て適材を紹介）を支部でできれば良いと考える。

【能登副支部長】技術士会の北海道支部事務局はしっかりしている。

【田川業務委員長】支部事務局または業務委員会のほうに連絡いただければ、簡単に確認できるものもある。



② 裁判員制度における留意点について

【川野委員】どのような案件が対象となるのか？ また、選任されたら絶対断れないのか？

【和田弁護士】殺人事件など刑が重い刑事事件が対象となる。法律では裁判員を断れる範囲があり、裁判官が2段階に渡って選定（面接も行う）するので、

実情を話せば理解してもらえらると思われ。

【能登副支部長】拘束される日数はどのくらいか？

【和田弁護士】事件ごとに3日間程度で終わらせた
いとしている。裁判のことは知らなくても問題ない。
その事件をどう判断するかを話し合う。量刑につい
ても検察側の求刑に対して妥当か否かを議論する程
度と思われる。

【能登副支部長】民間人として自分が下した結論(特
に「死刑」など)に責任がもてない。

【和田弁護士】量刑判断を裁判員制度に持ち込んだ
のは問題があると思う。

【作間弁護士】陪審員は有罪・無罪だけを判断(裁判
官は入らない)するが、裁判員は裁判官も入って有
罪・無罪のほか量刑も判断する。弁護士会としては、
裁判員制度は陪審員制度に一步近づいたものと考え
ている。

【能登副支部長】選挙人名簿からの選出では、その人
の人格まではわからないと思うが？

【和田弁護士】先ほども述べたように、裁判官が面接
を行って決めるので、ある程度は、考慮されるだろ
う。

③ 自然科学教育サポート活動および SCOT 事業 について

【田川委員長】SCOT 事業とは理科支援員等配置事
業 (Science Corabo Teacher) のことで、子供の理
科離れの問題から、理科支援事業として制度化され
た。北海道では5名の技術士が登録しており、小学
校が講師を選択する。技術士会として技術士の活動
の場を広げ、認知度を高めるためにも積極的に参加
していきたいと考えている。

【作間弁護士】学校から技術士会に声がかかるの
か？

【田川委員長】小学校の理科の授業に「理化支援員」
又は「特別講師」として配置され、リストに基づい
て登録者に直接連絡される。リジョーナルステート
研究会 (以下、「RS 研」という) の自然科学教育分
科会において似たような活動を行っているので、担

当のほうから説明していただく。

【対馬委員】RS 研のサポート活動は、小学校の総合
学習の一環として行っている。SCOT 事業と違い子
供の親つながりで声がかかる。シニアを対象とした
活動も行っている。教育大学は受験が文系、よって
先生自身が理科苦手である。

④ その他

予定時間を30分超過し、まだまだ議論は続きそう
でしたが、最後に岸田弁護士より、ジュニアロース
クール札幌の開催(2008.3.22)について紹介があり、
模擬裁判や模擬洞爺湖サミットも行われるとの報告
がありました。



3. 終わりに

日本技術士会北海道支部と札幌弁護士会市民ネッ
トワーク委員会との意見交換会は、過去に何回か催
されていますが、今回の意見交換会では、改めて双
方の連携・協働の必要性が認識され、裁判員制度や
SCOT 事業などお互い期になっている話題につい
ても話題にすることが出来、大変中身の濃い内容と
なりました。

今後は、技術士会と弁護士会との連携の円滑化を
図るシステムの構築に向けて、支部事務局とも協力
しつつ、意見交換の場を継続していく考えです。

(文責：業務委員会 川野 恭司)